山形県元気な農業人材確保プロジェクト

～就農体験支援事業～

山形での農業を様々な方に体験していただくため、**県外からの農業体験希望者**及び**体験受入農家**への支援を実施します。

事業のメニュー

短期～長期の様々な体験プログラムに合わせた支援を実施します。

① ぷち農業・農村暮らし体験（１週間程度の農業体験）

短期的（１週間程度）な農業体験を実施した受入農家への謝金や体験希望者の宿泊費に対して支援します。

○受入農家への支援

【補助額】宿舎を提供する場合　7,500円／人日（9日を超える場合は、6,500円／人日）
宿舎を提供しない場合　5,000円／人日（9日を超える場合は、4,000円／人日）

【対象者となる要件】以下の①～④のいずれかを満たす者
①やまがた農業支援センターの登録受入農家　②新規就農者受入協議会の会員
③市町村の推薦がある者　④その他やまがた農業支援センターが認めたもの

○体験希望者への支援

【補助額】宿泊費の1／2又は3,000円のうちいずれか低い額
【対象経費】体験希望者が自ら支払う宿泊費
【対象者となる要件】満18歳以上の県外在住者

② お試し就農移住体験（１か月以上６か月以内の農業体験）

中長期的な農業体験を実施し、受入農家が体験希望者へ支払った賃金等に対して支援します。

【補助額】上限１０万円／月
【対象者となる要件】上記①ぷち農業・農村暮らし体験受入農家と同様
【雇用条件】以下の①～③のすべてを満たすこと
①１か月の雇用労働日数が概ね20日以上の雇用期間の定めのある雇用契約
②令和5年4月1日以降に締結した雇用契約
③労働者災害補償保険に加入していること
【体験希望者の要件】以下の①～②のすべてを満たす者
①満18歳以上満65歳未満の県外在住者
（令和4年4月1日以降に山形県へ移住した者も対象）
②ぷち農業・農村暮らし体験を利用した者

③ お試し雇用就農助成（最長４か月の雇用支援）

県外からの就農希望者を雇用する農業法人等に対して支援します。

調整中
近日募集開始！！

【補助額】上限１０万円／月
【対象者となる要件】以下の①から③の[illegible]
①山形県内に本拠を置き、概ね年間を通じて農業を営む農業法人等であること
②令和5年4月1日以降に県外からの雇用希望者を正規の従業員として雇用すること。ただし、有期雇用契約を除く。
③雇用保険、労働災害補償保険に加入していること

応募の流れ

①ぷち農業・農村暮らし体験、②お試し就農移住体験

●やまがた農業支援センターの就農相談窓口へ相談

▼

●体験2週間前までにやまがた農業支援センターへ申請書を提出

▼

●決定通知送付

▼

●体験開始

お問い合わせ先

やまがた農業支援センター
（山形県山形市緑町1丁目9－30）
☎ Tel： 023-641-1117

詳細は HPをご覧ください

③お試し雇用就農助成

調整中
近日募集開始！！

●山形県農業会議へ申請書を提出

▼

●決定通知送付

▼

●体験開始

☎ Tel： 023-630-0000

詳細は HPをご覧ください

※ 申請先のホームページに事業実施要領等を掲載していますので、
詳細はそちらをご覧ください。

検索 山形県　農業体験プログラム クリック